

岩手県企業局管理規程第1号

企業局企業職員就業規則の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年2月28日

岩手県企業局長 森 達也

企業局企業職員就業規則の一部を改正する規程

企業局企業職員就業規則（昭和43年岩手県企業局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(部分休業)</p> <p>第11条の2 職員は、<u>企業局長</u>の承認を受けて、当該職員の小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部について勤務しないこと（以下「部分休業」という。）ができる。</p> <p>2 [略]</p> <p>(修学部分休業)</p> <p>第11条の3 職員は、<u>企業局長</u>の承認を受けて、大学その他の<u>企業局長</u>が定める教育施設における修学のため、2年を超えない範囲内において、1週間の勤務時間の一部について勤務しないこと（以下「修学部分休業」という。）ができる。</p> <p>2 [略]</p> <p><u>第12条 削除</u></p> <p>(退職に関する給付)</p> <p>第15条 職員（<u>公務員法第28条の5第1項又は第28条の6第2項の規定により採用された職員及び会計年度任用職員を除く。</u>）が退職した場合には、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号。以下「共済組合法」という。）の定めるところによる長期給付がなされる。</p> <p>2 <u>公務員法第28条の5第1項又は第28条の6第2項の規定により採用された職員及び会計年度任用職員が厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）又は共済組合法の適用を受けることとなったときは、これらの法律の定めるところによる保険</u></p>	<p>(部分休業)</p> <p>第11条の2 職員は、<u>局長</u>の承認を受けて、当該職員の小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部について勤務しないこと（以下「部分休業」という。）ができる。</p> <p>2 [略]</p> <p>(修学部分休業)</p> <p>第11条の3 職員は、<u>局長</u>の承認を受けて、大学その他の<u>局長</u>が定める教育施設における修学のため、2年を超えない範囲内において、1週間の勤務時間の一部について勤務しないこと（以下「修学部分休業」という。）ができる。</p> <p>2 [略]</p> <p><u>(高齢者部分休業)</u></p> <p><u>第12条 職員は、局長の承認を受けて、当該職員が60歳に達した日以後の日で申請において示した日から当該職員に係る定年退職日（職員の定年等に関する条例（昭和59年岩手県条例第5号）第2条に規定する定年退職日をいう。）までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないこと（以下「高齢者部分休業」という。）ができる。</u></p> <p><u>2 高齢者部分休業については、職員の高齢者部分休業に関する条例（令和4年岩手県条例第40号）の適用を受ける者の例による。</u></p> <p>(退職に関する給付)</p> <p>第15条 職員（<u>定年前再任用短時間勤務職員の任用に関する条例（令和4年岩手県条例第39号）第2条の規定に基づき採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）及び会計年度任用職員を除く。</u>）が退職した場合には、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号。以下「共済組合法」という。）の定めるところによる長期給付がなされる。</p> <p>2 <u>定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員が厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）又は共済組合法の適用を受けることとなったときは、これらの法律の定めるところによる保険給付又は長期給付がなされる。</u></p>

<p>給付又は長期給付がなされる。</p> <p>(病気等に関する給付)</p> <p>第20条 職員 (<u>公務員法第28条の5第1項又は第28条の6第2項の規定により採用された職員及び会計年度任用職員を除く。</u>) が病気にかかり、負傷し、出産し、死亡し、休業し、若しくは災害を受け、又はその被扶養者が病気にかかり、負傷し、出産し、死亡し、若しくは災害を受けたときは、共済組合法の定めるところによる短期給付がなされる。</p> <p>2 <u>公務員法第28条の5第1項又は第28条の6第2項の規定により採用された職員及び会計年度任用職員が健康保険法(大正11年法律第70号)又は共済組合法の適用を受けることとなったときは、これらの法律の定めるところによる保険給付又は短期給付がなされる。</u></p> <p>(表彰)</p> <p>第22条 [略]</p> <p>2 前項の表彰については、<u>企業局企業職員表彰規程(昭和43年岩手県企業局管理規程第11号)</u>の定めるところによる。</p> <p>(懲戒)</p> <p>第24条 [略]</p> <p>2 職員の懲戒の手續及び効果については、<u>職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和26年岩手県条例第53号)</u>の定めるところによる。</p>	<p>(病気等に関する給付)</p> <p>第20条 職員 (<u>定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を除く。</u>) が病気にかかり、負傷し、出産し、死亡し、休業し、若しくは災害を受け、又はその被扶養者が病気にかかり、負傷し、出産し、死亡し、若しくは災害を受けたときは、共済組合法の定めるところによる短期給付がなされる。</p> <p>2 <u>定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員が健康保険法(大正11年法律第70号)又は共済組合法の適用を受けることとなったときは、これらの法律の定めるところによる保険給付又は短期給付がなされる。</u></p> <p>(表彰)</p> <p>第22条 [略]</p> <p>2 前項の表彰については、<u>企業局企業職員表彰規程(平成17年岩手県企業局管理規程第2号)</u>の定めるところによる。</p> <p>(懲戒)</p> <p>第24条 [略]</p> <p>2 職員の懲戒の手續及び効果については、<u>職員の懲戒の手續及び効果等に関する条例(昭和26年岩手県条例第53号)</u>の定めるところによる。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

- この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例(令和4年岩手県条例第33号)第11条又は第12条の規定に基づき採用された職員は、定年前再任用短時間勤務職員の任用に関する条例(令和4年岩手県条例第39号)第2条の規定に基づき採用された職員とみなして、この規程による改正後の企業局企業職員就業規則第15条及び第20条の規定を適用する。